

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年6月29日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6453-7265 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 馬 宏宏
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 <a href="https://corp.cchan.tv/">https://corp.cchan.tv/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	5,258,104	7,452,285	7,449,021
経常損失(△) (千円)	△2,273,516	△1,703,625	△1,551,085
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△2,314,235	△1,809,947	△1,795,841
包括利益 (千円)	△2,337,867	△1,793,132	△1,816,568
純資産額 (千円)	4,565,988	2,774,100	2,577,484
総資産額 (千円)	6,169,286	4,301,574	4,138,495
1株当たり純資産額 (円)	△177.13	△245.16	83.73
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり当期純損失(△) (円)	△95.61	△67.80	△65.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.4	60.2	58.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,520,670	△1,458,913	△1,280,315
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,528,807	△62,160	△8,178
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,823,272	165,228	1,591,122
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,509,962	1,151,852	1,443,757
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	289 (147)	330 (168)	255 (120)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の( )は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

6. 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首で株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 第6期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第5期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれ有限責任あずさ監査法人による監査を受けておりますが、第4期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第5期の期首から適用しており、第4期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2014年7月	東京都渋谷区において、株式会社LisBeを設立
2015年2月	商号をC Channel株式会社に変更
2015年4月	女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』の提供開始によりメディア事業の運営開始
2016年6月	インフルエンサー（注1）マーケティング事業を展開することを目的として、Yellow Agency株式会社（2018年5月に吸収合併）を設立
2016年7月	ECサイト運営を開始（2019年3月に株式会社マキシムのeコマース事業と統合）
2016年11月	インドネシア共和国ジャカルタにおいて『C CHANNEL』を展開することを目的として、PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA、現連結子会社）の株式を取得及び第三者割当増資を受け、海外事業展開を開始
2017年4月	女性向けアパレル通販サイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシム（現連結子会社）の株式を取得
2017年6月	本社を東京都港区三田一丁目4番1号に移転
2017年7月	韓国ソウル市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C CHANNEL Korea Company Ltd.（現連結子会社）を設立（注2）
2017年9月	ライブ動画配信アプリ『mysta』を展開することを目的として、mysta株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
2017年12月	中華民国台北市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel Taiwan Corporation（現連結子会社）を設立（注3）
2017年12月	中華人民共和国北京市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、北京视乐通科技有限公司（現連結子会社）を設立
2018年3月	中華人民共和国上海市において、eコマースサイト事業及び広告事業を運営する上海露倩網絡信息技术有限公司（現連結子会社）の株式を取得
2018年3月	タイ王国バンコク市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel (Thailand) Co.,Ltd.（現連結子会社）を設立（注4）
2020年5月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場

（注1）インフルエンサー

インフルエンサーとは、自身のブログやSNS、メディアへの露出などを通じて、商品やサービスを紹介することによって、多くの消費者に対して、大きな影響力を発揮する人のことを指します。

（注2）C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

（注3）C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

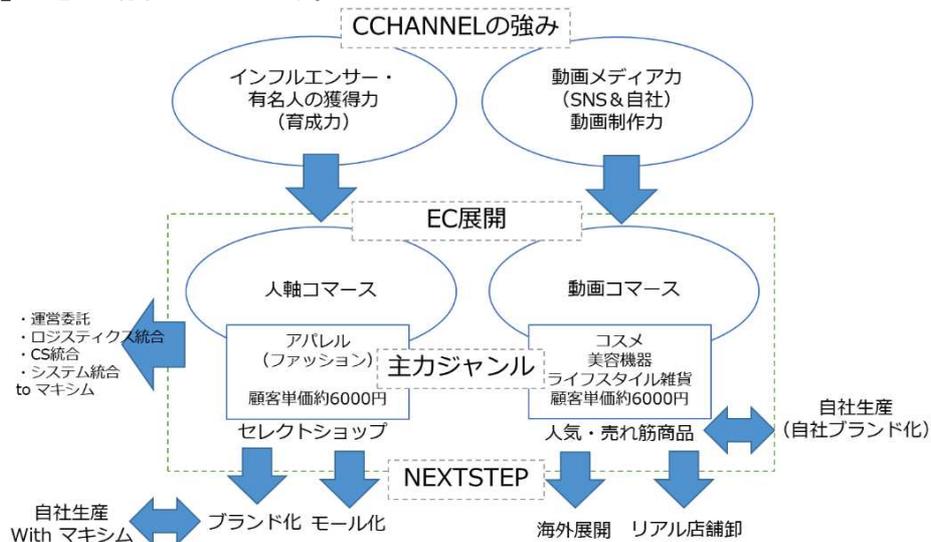
（注4）C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

### 3【事業の内容】

当社グループの事業は、アパレルや美容系商品などの商品の販売を行う「e コマース事業」、「トレンドを生みだす世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと、女性向け動画メディア『C CHANNEL』やママ向け動画メディア『mama+』において企業の商品やサービスを紹介する動画広告コンテンツの企画、制作、配信を行う「ネイティブ動画広告」、当社『C CHANNEL』のアプリのTOP画面や動画の再生後等に広告を表示する「純広告・アドネットワークサービス」、SNS上で影響力を持つインフルエンサーのマッチングやマネジメントサービスを手掛ける「インフルエンサーマーケティングサービス」、イベントスペースを利用した体験型のサービス「イベント開催」、サンプル商品を安価で販売する「サンプル販売」からなる「メディア事業」、メディア事業とe コマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開する「海外事業」の3つの事業セグメントから構成されております。

#### ① e コマース事業

e コマース事業は、連結子会社である株式会社マキシムが行っており、D2C (Direct to Consumer) を中心としてインフルエンサーや有名人を活用した人軸コマースと、動画のメディア力を生かしたコマース (動画コマース) を中心に事業を展開しております。前者は主にアパレルを中心として『KOBE LETTUCE』や『Isn't She?』『N WITH.』というブランドを通して販売し、後者は主にコスメ商品や美容機器などを中心として『BELL PALETTE』を通して販売しております。



主なブランドごとの特徴は下記の通りとなります。

#### a 『KOBE LETTUCE』：人軸コマースモデル

『KOBE LETTUCE』ブランドで、主にアパレル製品を中心として、e コマース及び実店舗での販売を行っております。e コマース事業に関しては、自社サイトに加えて、楽天、ZOZOTOWN、Yahoo!等のオンラインモールに出店して販売を行っております。

店舗販売に関しては、国内に4店舗を展開し、同社製品の販売を行っております。

同社製品の特徴としましては、商品単価2,000～3,000円の比較的リーズナブルな価格帯で、『C CHANNEL』と同じF1層 (注1) を中心としたユーザ層に対して販売を行っております。



b 『Isn't She?』：人軸コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・ 『Isn't She?』ブランドの仕入を企画し、商品を仕入れる（韓国）
- ・ 新製品は少ない枚数で販売し、売れ筋と判定されたものは縦積みし、在庫を抱える販売
- ・ 初動は当該インフルエンサーのコアファンに対し販売し、一定のユーザをプールしたのちプロモーションを実施

2) 商品の特徴

アパレル製品及びその周辺商品（靴、バッグ、雑貨など）に特化

c 『N WITH.』：人軸コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・ インフルエンサー『前田希美』氏と共に商品を企画
- ・ 予約販売を中心にする事で、新商品投入時は受発注形式にて売れ筋商品を選定し、方針としては在庫を抱えるモデル
- ・ 初動は当該有名人のコアファンに対し販売し、その後『C CHANNEL』ユーザに対して拡販していく

2) 商品の特徴

現状はアパレルだが、今後はコスメやライフスタイル雑貨までの展開を視野に入れる

d 『BELL PALETTE』：動画コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・ 商品を仕入れる（国内及び一部韓国）
- ・ 在庫を抱える場合と委託販売の両方（割合としては7：3）
- ・ 『C CHANNEL』ユーザに対して販売

2) 商品の特徴

『BELL PALETTE』でしか買えない限定商品や格安で提供できる商品を選定

例：日本未上陸品、最安値、限定セットなど

取扱商品は、美容器具や韓国コスメなどが主体

② メディア事業

i) 広告サービス（ネイティブ動画広告・純広告／アドネットワークサービス・イベント開催など）

当社が展開する『C CHANNEL』は、女性の「知りたい」を1分で解決する日本最大規模の女性向け動画ライフスタイルメディアとして、主にF1層を中心に、女性の最も関心のある話題に焦点を当て、約1分間の動画で紹介しております。

『C CHANNEL』の主な特徴としましては、

- ・ 女性をメインターゲットにした縦型動画メディア
  - ・ 自社メディアであるWEBアプリだけでなく各SNSからも情報発信する分散型メディアとしてのリーチ力（注2）
  - ・ 自社コンテンツを制作するコンテンツメディアとして、情報発信及び女性が求める様々なジャンルをHow To動画で紹介
  - ・ 日本発のメディアとしてアジアでも拡大するグローバル展開
- の4点が挙げられます。

『C CHANNEL』は国内F1層を中心に、月間3,000万回以上にリーチし、女性たちが月間84万時間、視聴しています。また、日本最大級のフォロワー数とエンゲージメント（注3）数を誇り、幅広く情報をリーチする分散型メディアとして事業を拡大しております。



**f** フォロワー数  
12,420,000  
(国内2,151,313)

**i** フォロワー数  
3,039,357 (複数アカウント合計)

**C** C CHANNEL 国内展開プラットフォーム 月間最大**1億6千万回再生**  
Web/アプリ MAU 4,782,392 ※国内合計

**t** フォロワー数  
381,590

**L** ファン数  
5,945,735

**y** チャンネル登録者数  
466,654

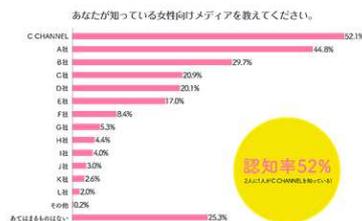


※C CHANNEL最新数値2019/7/31現在  
※各SNS延べ数値

### メディア紹介-外部から見た『C CHANNEL』の評価

#### ■アイブリッジ調査 15-29歳の女性

※2018年8月



#### ■他社調査

【MarkeZineニュース 2019/1/9】  
2018年WebメディアのSNS発信力ランキング1位は  
前年に続き「C CHANNEL」



広告サービスにおける主なマネタイズの仕組みとしましては、下記の5つが挙げられます。

#### a ネイティブ動画広告

クライアント(広告主)のサービス・商品にマッチした縦型とスクエア型の動画を制作し、『C CHANNEL』及びSNS公式アカウントから配信を行います。また、クライアントが保有するTVCM等の動画素材を紹介するサービスも備えております。

#### b 純広告/アドネットワーク

主にアプリ/WEBのトップ画面の上位に表示されるトップバナー広告、タイムライン(注4)上にランダムに表示されるインリード広告(注5)、動画の再生前後に表示されるインストリーム広告(注6)によって構成されております。これらの広告が閲覧されるごとに、課金される仕組みとなっております。

#### c イベント開催

『C CHANNEL』は、女性の「知りたい」をHow To動画で提供するサービスですが、これをイベントスペースを利用して実際に体験して頂く体験型のサービスとして、『SUPER C CHANNEL』を提供しております。

『SUPER C CHANNEL』は、基本的には1社単独により2日間開催した場合に、イベント開催単価500万円からの金額で提供しております。

d サンプル販売

女性向け商品を企業から受け取り、お試しとして安価でユーザーに販売する事業です。従来サンプル配布の際には企業がサンプル事業を行う会社にコストを支払っていましたが、当社では企業が無料でサンプル配布を実施出来る代わりに、当社が商品を無料で受け取り安価で商品を販売する形態をとっております。こちらの事業は広告宣伝費を持たない企業でも実施出来るため新たな顧客の創造につながります。

e 動画制作

女性向けの商品やサービスを販売する会社が運営するSNSや広告向けに動画を制作し配信する事業です。当社には様々な動画制作のノウハウがあり、商品やサービスを試して購入を促進させるクリエイティブな制作能力があります。その自社の能力を生かす事業となります。

また、F1層を中心とした女性をメインターゲットとしている『C CHANNEL』に加えて、F2層（注1）向けには、新たなサービスとして『mama+』及びメディアとの提携サービスの提供を行っております。

『mama+』は、“こどもがいるって楽しい！日本のママをもっとHappyに！”をコンセプトに、日々の子育て情報や生活のTIPS（注7）、プチプラ（注8）情報など、ママが楽しく生活するための情報を動画で提供するサービスです。

また、メディアとの提携サービスは、『C CHANNEL』の主要なユーザー層であるF1層は、比較的安価なプチプラ情報を必要とすることが多いため、出版社などのメディアと提携し、高級ブランドや雑誌などとの連携を行っております。

さらにF2層向け新規メディアの立ち上げを準備しており、新たなターゲットとして不動産や金融、ラグジュアリーブランド企業をクライアントとするメディアを成長させメディア事業の成長を加速させます。

ii) インフルエンサーマーケティングサービス

当社では、“クリッパー”（注9）と呼ぶ当社所属のインフルエンサーを活用して、企業の商品やコンテンツを実際に利用してもらい、そのプロセスや体験を投稿してもらう広告手法としてインフルエンサーマーケティングサービスを提供しております。

インフルエンサーマーケティングサービスの内容としましては、『C CHANNEL』の広告動画コンテンツへの出演のほか、クリッパー自らが自撮りで動画を撮影し、『C CHANNEL』やInstagramなどのSNSに掲載する『自撮り動画投稿』サービス、広告主の商品やサービスをクリッパーが投稿して情報を広く拡散する『商品モニター』サービス、広告主が実施するイベントに参加し、イベントや商品の内容や、その場の臨場感が味わえるような動画を投稿・情報拡散する『イベント参加』サービス、他メディアとのタイアップ動画企画や各種メディアへの出演など、インフルエンサーマーケティングに関わる様々なサービスを一元的に提供しております。

更に成長しているプラットフォームとしてYouTubeに注目しており、新たにYouTuberのオーディションや育成等を行うことにより商品の購買に繋がりやすいインフルエンサー獲得を強化しております。

また、新たに成長しているTikTokやPinterestと提携し、新たなインフルエンサーを育成しております。



### ③ 海外事業

当社グループの海外展開の基本方針は、当社の事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況を確認致します。このプロセスを経て、両社が合意することを前提として、合併企業の立ち上げを行っております。

本書提出日現在、当社はアジアの6つの国・地域（中国、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、ベトナム）で事業を展開し、そのうち中国、インドネシアにおいて現地法人を設立し、下記のような運営体制を実施しております。

	自社SNSの運用	映像作成の受注	Appリリース
中国	○	○	
インドネシア	○	○	○
シンガポール	○	○	
マレーシア	○		
フィリピン	○		
ベトナム	○		

海外事業の特徴としては、大きく東アジア地域（中国）と、東南アジア地域（インドネシア、シンガポール、マレーシア）で分類することが可能となっております。

東アジアについては、通信ネットワーク環境も整備されており、またネイティブ広告の単価も比較的高く設定でき、動画コマースやインフルエンサーマーケティングサービスも幅広く浸透しております。

このため、『C CHANNEL』のメディアを軸として、ネイティブ広告、eコマース、インフルエンサーマーケティングサービスを幅広く展開しております。

一方、東南アジアについては、通信ネットワーク環境が脆弱であり、またネイティブ広告の単価も東アジアに比べると安価な設定となっております。一方で、イベントの実施やインフルエンサーマーケティングサービスは、順調に成長してきていることから、ネイティブ広告を主力製品としながらも、イベントやインフルエンサーマーケティングサービスを絡めた商品販売を行っております。取り分けインドネシアにおいては、独自に開発したツールによりインフルエンサーマーケティングサービスが好調に成長しております。

また、2018年3月より、中国（上海）において、コスメや美容機器を販売するeコマースサイト『LUCÉ.com』を運営する上海露倩網絡信息有限公司に資本参加し、中国国内における事業拡大を進めております。

特に『LUCÉ.com』にノウハウがある天猫や京東など中国ECプラットフォームにおける旗艦店の運営に関して日本の化粧品会社が興味を持っており、越境ECの旗艦店と一緒に展開することを進行中です。

#### <用語集>

##### (注1) F1層、F2層

広告業界におけるマーケティング用語として用いられ、F1層とは20～34歳の女性、F2層とは35～49歳の女性のことを指します。

##### (注2) リーチ力

インターネット広告の場合、ある広告がインターネットユーザのうち何割に配信されたかの割合を示し、広告の効果を測るために用いられる指標のことを指します。

##### (注3) エンゲージメント

企業や商品、ブランドなどに対して、ユーザが愛着を持っている状態を指し、特にソーシャルメディアなどにおける交流度を測る指標として用いられております。

なお、Facebookにおいてエンゲージメント数としてカウントされるのは、「クリック」「リツイート」「返信」「フォロー」「いいね」の5つとされています。

##### (注4) タイムライン

SNSにおいて、過去の記事や投稿が時系列に表示されたり、閲覧・選択したりすることができる機能のことを指します。

##### (注5) インリード広告

動画広告のフォーマットの1つで、ユーザがWebページをスクロールして動画広告が画面に表示されたら動画が再生される仕様の広告のことを指します。

##### (注6) インストリーム広告

動画広告のフォーマットの1つで、インターネット動画の前後や中間に差し込まれて再生される動画広告のことを指します。

(注7) TIPS

コツや裏技のことを指します。

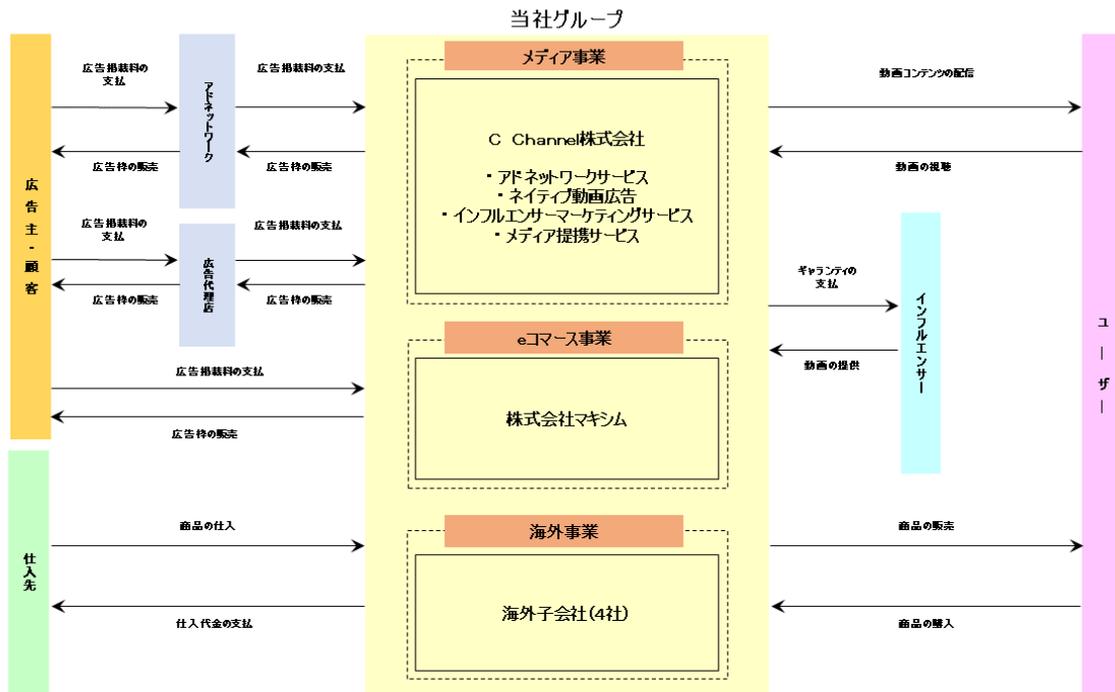
(注8) プチプラ

「プチプライス」の略。女性用のファッションアイテム、化粧品、雑貨などのジャンルで、「安くてかわいい」、「手に入りやすい」といった意味で使われます。

(注9) クリッパー

『C CHANNEL』で配信された動画をクリップと呼び、クリッパーとはこれらの動画に出演したり投稿したりする、当社が公式に認めたインフルエンサーのことを指します。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社マキシム (注) 1. 2.	兵庫県神戸市中央区	4,000千円	アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開	(所有) 70.0	役員の兼任1名
PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ	23.5億ルピア	インドネシアにおける当社事業の展開	(所有) 59.5	当社のメディア運営の業務委託 資金の貸付 役員の兼任2名
C Channel Taiwan Corporation (注) 7.	中華民国台北市	2,000万台湾ドル	台湾における当社事業の展開	(所有) 55.0	資金の貸付 役員の兼任1名
C CHANNEL Korea Company Ltd. (注) 5.	韓国ソウル市	6億ウォン	韓国における当社事業の展開	(所有) 100.0	資金の貸付 役員の兼任1名
上海露倩網絡信息有限公司	中華人民共和国上海市	830,000USドル	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開	(所有) 51.0	役員の兼任1名
C Channel (Thailand) Co., Ltd. (注) 3. 6.	タイ王国バンコク市	2,000万タイバーツ	タイにおける当社事業の展開	(所有) 49.0	当社のメディア運営の業務委託 資金の貸付 役員の兼任1名
その他2社					
(持分法適用関連会社) mysta株式会社	東京都港区	829,962千円	若者向けオーディションアプリ『mysta』の課金収入事業の展開	(所有) 42.1	役員の兼任2名
(その他の関係会社) ソフトバンク株式会社 (注) 4.	東京都港区	204,309百万円	日本国内での移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 直接 28.8	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 株式会社マキシムについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	5,670百万円
	② 経常利益	134 〃
	③ 当期純利益	91 〃
	④ 純資産額	361 〃
	⑤ 総資産額	1,545 〃

3. 所有割合持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

4. 有価証券報告書の提出会社です。

5. C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

6. C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

7. C Channel Taiwan Corporation につきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
メディア事業	72 ( 51)
e コマース事業	73 ( 30)
海外事業	70 ( 28)
全社 (共通)	40 ( 11)
合計	255 (120)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の ( ) は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む) の年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社グループの特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### (2) 発行者の状況

2020年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
112(68)	34.3	2.4	6,217

セグメントの名称	従業員数 (名)
メディア事業	72 (51)
海外事業	— ( 6)
全社 (共通)	40 (11)
合計	112 (68)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の ( ) は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む) の年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、引続き雇用・所得環境の改善がみられ、影響が懸念された米中貿易摩擦や英国の合意なきEU離脱リスクが低下するなど、プラス要因があったものの、消費税率引上げ後の消費者マインドの冷え込み、加えて、新型コロナウイルス感染症が経済にマイナスのインパクトを与えるなど、先行き不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境につきましては、「2019年 日本の広告費」（2020年3月11日株式会社電通 公表）によると2019年の総広告費は、通年で6兆6,514億円（前年比101.9%）となり、8年連続のプラス成長となりました。また、インターネット広告費は、テレビメディア広告費を超え、初めて2兆円超えとなり増加傾向となっております。

このような経営環境のもと、当社グループは「トレンドを生み出す世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つの基幹事業を積極的に展開してまいりました。当連結会計年度における連結業績につきましては、売上高は7,449,021千円（前年同期比0.0%減）、営業損失は1,390,637千円（前年同期は営業損失1,508,888千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,795,841千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,809,947千円）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当期の業績への大きな影響はありません。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

##### (メディア事業)

メディア事業は、メディアサービス領域では20代女性向け動画メディア「C CHANNEL」においてTikTokやPinterestなど新たなSNSへの配信、ママ向け動画メディアの「mama+」においてはフォロワー数や再生数が増加いたしました。インフルエンサー領域では専属YouTuberのスカウトや育成、動画インフルエンサーであるクリッパーによる自撮りメニューなどに注力しました。また、オフライン領域では1万人以上が来場する自社イベント

「Super C CHANNEL」の実施などに取り組みました。この結果、外部顧客への売上高は1,291,816千円（前年同期比7.4%減）、セグメント損失は474,335千円（前年同期はセグメント損失393,583千円）となりました。

##### (eコマース事業)

eコマース事業は、連結子会社である株式会社マキシムのD2Cアパレルブランド「KOBE LETTUCE」を軸に韓国ファッションを中心としたD2Cアパレルブランドの「Isn't She?」、タレントでありインフルエンサーでもある『前田希美』氏とのコラボD2Cアパレルブランド「N WITH.」、そして化粧品や美容器具などビューティ商品を販売する「BELL PALETTE」など新たな取り組みを強化するとともに、実店舗・インフルエンサータイアップ企画などを積極的に展開いたしました。この結果、外部顧客への売上高は5,671,067千円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益は80,453千円（前年同期はセグメント損失262,566千円）となりました。

##### (海外事業)

海外事業は、海外子会社の総合的な事業の採算性を勘案し、C CHANNEL Korea Company Ltd.、C Channel (Thailand) Co., Ltd.及びC Channel Taiwan Corporationの解散及び清算をすることといたしました。3社の売上の減少があり対前期比は減収となっております。主な売上としては、中国を拠点にデジタルマーケティングやECの運営委託業務などを行っているLUCEグループ、東南アジアのインドネシアでは20代女性向け動画メディア

「C CHANNEL」の運営などにより、海外事業の外部顧客への売上高は486,137千円（前年同期比39.2%減）、セグメント損失は286,398千円（前年同期はセグメント損失284,946千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ291,905千円増加し、1,443,757千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,280,315千円の資金の支出（前連結会計年度は1,458,913千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失1,773,244千円、減損損失201,668千円、のれん償却額141,170千円、持分法による投資損失144,483千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは8,178千円の資金の支出（前連結会計年度は62,160千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出14,890千円、無形固定資産の取得による支出4,300千円、敷金及び保証金の回収による収入10,172千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1,591,122千円の資金の収入（前連結会計年度は165,228千円の収入）となりました。これは主に株式の発行による収入1,612,830千円などによるものであります。

### (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### ①基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

##### <メディア事業>

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しており、当連結会計年度の連結売上高に占める構成が17.34%となっております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、マーケットの拡大も見込まれてはおりますが、総クライアント数の増加と大型契約のクライアント数の増加及びユーザー満足度の高い機能を追加することによるユーザーの購買行動の上昇等の施策を講じてまいります。

##### <eコマース事業>

eコマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りコスメECや新規ブランドとともに堅調に成長しております。当連結会計年度の連結売上高に占める構成が76.13%、前期比7.87%増と成長しており、当社グループの安定的な収益の基盤となっております。当社グループは人気インフルエンサーによる韓国ファッションのセレクトショップ『Isn't She?』において韓国の化粧品や美容器具にEC販売の拡大を進めてまいります。

##### <海外事業>

海外事業は、連結売上高に占める構成が6.53%となっております。海外向け『C CHANNEL』事業の運営、中国における美容EC及び美容メディア事業の運営等の成長に注力してまいります。

#### ②積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

#### ③資金調達や資金繰りの安定化

2020年3月13日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資契約を決議し、2020年3月25日に払込手続きを完了しております。

#### ④経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
メディア事業 (千円)	1,291,816	92.6
eコマース事業 (千円)	5,671,067	107.9
海外事業 (千円)	486,137	60.8
合計 (千円)	7,449,021	100.0

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、上海露倩網絡信息有限公司の旗艦店運営の契約の終了などによるものであります。  
4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 知名度の向上

当社グループは、当社グループが運営する『C CHANNEL』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社グループ自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

### (2) 海外事業展開

当社グループは第3期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第4期に中国に現地法人を立ち上げました。当社グループの成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、『C CHANNEL』を現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

### (3) システムセキュリティ管理体制

当社グループの展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

### (4) 投稿審査体制の整備・強化

当社グループは、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

### (5) 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 事業環境に関するリスクについて

###### ① インターネット市場

当社グループの事業は、インターネットを通じて女性向け動画ライフスタイルメディア関連情報を提供しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やそのほか予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 技術革新や顧客ニーズへの対応について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせてユーザのニーズが急速に変化しております。当社グループは、特にメディア事業において、競争力を維持するためには、急速な技術革新に適切に対応していく必要があります。しかしながら、技術革新に適切に対応することが遅れた場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ③ 通信ネットワークやコンピューターシステムについて

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

###### ④ モバイル端末のOS提供事業者への対応について

当社グループは、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したモバイル端末向けに事業を展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、または当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 事業内容に関するリスク

###### ① アプリの依存について

当社グループが展開する女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』に表示される広告は、常にユーザに沿ったサービス内容、サイト構成、システム構築の改良を心がけておりますが、当社グループが行った改良がユーザに受け入れられないものであった場合や、他社のサービスが当社グループのサービスより利便性が高く、ユーザのニーズに対してより合致したサービスを先んじて開発された場合には、ユーザが離れ、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② サイト運営の健全性について

当社グループは、当社グループが運営する『C CHANNEL』アプリにおいて、ユーザーが動画を自由に投稿することが可能ですが、利用規約やガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、ユーザの適切な利用を促すよう努めております。また、当社グループとして容認できない誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適当な投稿や書き込みを当社グループが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合には、当社グループの運営するアプリに対するユーザの支持低下等が生じる可能性があります。当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ eコマースについて

当社グループは、通信販売業者による広告を規制する「特定商取引」に関する法律に基づき、かかる広告の掲載に関する独自の基準を設定して自主規制をおこなっております。しかしながら、当社グループが運営するeコマースサイトでユーザとの間に重大なトラブルが発生した場合、規約や約款の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業展開について

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合弁事業の展開、買収等を行っていく可能性があります。これらの投資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等によって計画どおりに事業に展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投資の回収ができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外事業展開について

当社グループは、海外での事業展開と強化に経営資源を積極的に投入しております。しかしながら、グローバルな事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商慣習の違い、為替等をはじめとしたさまざまな潜在リスクが存在し、それらのリスクに対応ができない等により、事業推進が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。従って、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務提携、M&Aについて

当社グループは、業務・資本提携、合弁等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと連携先・合弁先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またはこれらの提携先が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

① 法規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、「著作権法」「商標法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」「個人情報の保護に関する法律」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社グループは、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該国の個人情報に関する法律が適用されます。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内規定体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、運営するサイト等及びサービスの名称について必要に応じて商標登録をしております。当社グループが保有するそれらの知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許

事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権などの知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。しかしながら、当社グループが第三者が保持する知的財産権等を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を提訴される可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 組織体制に関するリスク

##### ① 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 人員確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である森川亮は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。同氏は、インターネット関連ビジネス及びメディア関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ④ 社歴が浅いことについて

当社グループは、2014年7月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

#### (5) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等においては未定であります。

#### (6) 継続的な投資及び赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため海外展開の拡大と顧客数の増加及び優秀な人材獲得等の投資を積極的に進めてまいりました。当社グループのビジネスモデル上、継続的に当社グループのサービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、経営成績は赤字となっております。今後も引き続き、事業投資は実施していく予定ですが、一方で営業黒字を定常的に創出するべく、各事業セグメントの黒字化に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 海外に関するリスク

当社グループは、当社グループの事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況の確認を行っております。当社グループの連結売上高に占める割合は軽微ですが、各国の規制・制度変更や外交関係の悪化、政変や経済情勢の悪化、為替レートの変動などのリスクが内在しております。海外における事業に関してこれらのリスクが顕在化した場合には、投資回収が遅れたり、予期せぬ費用が発生して、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。メディア事業においてはイベント自粛などに伴う広告宣伝費の減少、eコマース事業においては生産・物流の停止、海外事業においては現地パートナーの業績悪化など当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) その他について

##### ① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。なお、当該重要事象等を改善するための対応等は、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

##### ② ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を導入しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は964,000株であり、発行済株式数の3.35%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

##### ③ 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年11月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場

合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

## ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止  
 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。  
 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日  
 (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等  
 (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等  
 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損  
 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延  
 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
 次の a 又は b に該当する場合  
 a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。  
 b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等  
 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
 甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限  
 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。
  - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
  - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,994,650千円で、前連結会計年度末に比べ381,650千円増加しております。主な変動要因は、現金及び預金291,905千円の増加、商品及び製品100,843千円の増加などであります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,143,845千円で、前連結会計年度末に比べ544,728千円減少しております。主な変動要因は、建物及び構築物(純額)173,331千円の減少、工具、器具及び備品(純額)62,570千円の減少、のれん150,892千円の減少、投資有価証券144,483千円の減少などであります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は1,045,554千円で、前連結会計年度末に比べ67,496千円増加しております。主な変動要因は、短期借入金55,391千円の増加、1年内返済予定の長期借入金35,835千円の減少、未払法人税等45,262千円の増加などであります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は515,456千円で、前連結会計年度末に比べ33,958千円減少しております。主な変動要因は、社債20,000千円の減少、繰延税金負債14,090千円の減少などであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は2,577,484千円で、前連結会計年度末に比べ196,616千円減少しております。主な変動要因は、資本金810,000千円の増加、資本剰余金813,351千円の増加、利益剰余金1,795,841千円の減少などであります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

### (5) 運転資本

公表日現在(2020年6月26日)から12か月間の運転資本は、自己資金で十分であると認識しております。

### (6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

### (7) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】(9)その他について①継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「第3【事業の状況】 1【業績等の概況】 (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための改善策を実施していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は19,191千円であり、その内訳をセグメントごとに示すと、次のとおりです。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

#### (1) メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、パソコンなどの通信機器を中心とする総額3,309千円の投資を実施しました。

なお、原宿オフィスの撤退に伴い、固定資産除却損10,557千円を計上しております。

#### (2) eコマース事業

当連結会計年度の主な設備投資は、パソコンなどの通信機器や内装工事等を中心とする総額9,665千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

#### (3) 海外事業

当連結会計年度の主な設備投資は、パソコンなどの通信機器や内装工事等を中心とする総額6,216千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) 発行者

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	0	0	0	0	112 (68)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社につきましては、減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係)」をご参照ください。

4. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	192,187

6. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の( )は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社 マキシム	本社 (兵庫県神戸市 中央区)	eコマース事業	本社事務所 他4店舗	25,450	5,450	—	30,900	73 (30)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	施設の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社マキシム	本社 (兵庫県神戸市中央区)	eコマース事業	本社事務所	22,030

4. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の( )は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	35	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	6	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	350,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5 資本組入額 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

#### 4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	12	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 5 資本組入額 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 行使条件はなし。

(2) 以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに無償で取得することができる。

第3回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議及び2016年1月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 資本組入額 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	45	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第6回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年4月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 行使条件はなし。

(2) 以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年5月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年6月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	67	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	27	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2018年4月19日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	112	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	32	40
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	112,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	34	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 【M S C B等の行使状況等】  
該当事項はありません。
  
- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年6月22日 (注) 1	普通株式 7,470 A種優先株式 3,636 B種優先株式 3,735	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150	—	1,207,750	—	1,206,250
2016年12月16日 (注) 2	C種優先株式 7,700	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700	2,502,500	3,710,250	2,502,500	3,708,750
2018年3月30日 (注) 3	D種優先株式 2,507	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507	877,450	4,587,700	877,450	4,586,200
2019年6月26日 (注) 4	E種優先株式 25	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 25	10,000	4,597,700	10,000	4,596,200
2019年6月28日 (注) 5	E種優先株式 874	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 899	349,600	4,947,300	349,600	4,945,800

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年7月31日 (注) 6	E種優先株式 250	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	100,000	5,047,300	100,000	5,045,800
2020年3月5日 (注) 7	普通株式 19,546	普通株式 27,846 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	—	5,047,300	—	5,045,800
2020年3月5日 (注) 8	A種優先株式 △4,040 B種優先株式 △4,150 C種優先株式 △7,700 D種優先株式 △2,507 E種優先株式 △1,149	普通株式 27,846	—	5,047,300	—	5,045,800
2020年3月25日 (注) 9	普通株式 876	普通株式 28,722	350,400	5,397,700	350,400	5,396,200
2020年3月26日 (注) 10	普通株式 28,693,278	普通株式 28,722,000	—	5,397,700	—	5,396,200

(注) 1. 株式分割

2016年6月22日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:10として分割いたしました。

2. 有償第三者割当

割当先 ソフトバンクグループ株式会社

発行価格 650,000円

資本組入額 325,000円

3. 有償第三者割当

割当先 LC Fund VII, L.P.、LC Parallel Fund VII, L.P.、Amazing Founder Limited、株式会社ドリームインキュベータ、HIGHSINO GROUP LIMITED、MSIVC2016V投資事業有限責任組合、NVC C C 8号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合

発行価格 700,000円

資本組入額 350,000円

4. 有償第三者割当

割当先 JR Cap LLC

発行価格 800,000円

- 資本組入額 400,000円
5. 有償第三者割当  
割当先 ABCドリームファンド2号投資事業有限責任組合、VLI新ベンチャー育成投資事業組合、ナントCVC2号投資事業有限責任組合、価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合、株式会社セラク、株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ
- 発行価格 800,000円  
資本組入額 400,000円
6. 有償第三者割当  
割当先 SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合
- 発行価格 800,000円  
資本組入額 400,000円
7. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
8. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。
9. 有償第三者割当  
割当先 ソフトバンク株式会社、フロンティア株式会社、ディクスホールディングス株式会社、アシックス・ベンチャーズ株式会社
- 発行価格 800,000円  
資本組入額 400,000円
10. 株式分割  
2020年3月26日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:1,000として分割いたしました。

## (6) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	32	5	—	3	40	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	265,500	13,820	—	7,900	287,220	—
所有株式数の割合 （%）	—	—	—	92.44	4.81	—	2.75	100	—

## (7) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	株式総数に対する所有株式数の割合 （%）
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	8,325,000	28.98
森川 亮	東京都港区	6,150,000	21.41
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組員 株式会社ジャフコ	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 （株式会社ジャフコ内）	2,550,000	8.88
三枝 孝臣	東京都品川区	2,150,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番8号	1,340,000	4.67
LC Fund VII, L.P.	P.O. Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル3階	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組員 三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区京橋一丁目2番5号 京橋TDビル4階	572,000	1.99
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目12番32号	480,000	1.67
グリー株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	480,000	1.67
株式会社ネクシィーズグループ	東京都渋谷区桜丘町20番4号 ネクシィーズスクエアビル	480,000	1.67
株式会社MAKコーポレーション	東京都文京区大塚二丁目7番2号	480,000	1.67
計	—	24,637,000	85.78

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株（20.72%）を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 上記大株主の状況に記載の取締役三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社IWA Iが保有する株式数1,600,000株（5.57%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,722,000	—	—
総株主の議決権	—	287,220	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

### 第3回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）及び2016年1月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。

### 第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、事業協力者から入社により付与対象者の区分及び人数は、事業協力者4名、当社従業員1名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年4月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年5月25日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年6月22日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名、子会社取締役2名、子会社従業員1名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2018年4月19日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の人数は、当社従業員12名、子会社取締役2名、子会社従業員1名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の人数は、当社取締役1名、当社従業員13名となっております。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2020年5月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の人数は、当社取締役1名、子会社取締役1名、子会社従業員3名、事業協力者2名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年8月19日) での決議状況 (取得期間2020年3月5日)	A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項に基づき、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各種優先株式1株につき1株の割合で普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 4,040	—	—	—
	B種優先株式 4,150			
	C種優先株式 7,700			
	D種優先株式 2,507			
	E種優先株式 1,149			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを消却しております。

### 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、当社グループのさらなる成長のための投資及び財務体質と人員の拡充・育成をはじめとした事業基盤の強化のために活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

### 4 【株価の推移】

当社株式は当事業年度末日において非上場であるため、該当事項はありません。なお、当社株式は2020年5月25日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

5 【役員 の 状 況】

男性13名 女性一名（役員のうち女性の比率—%）

2020年6月26日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	森川 亮	1967年1月13日	1989年4月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社） 入社 2000年2月 ソニー株式会社 入社 2003年5月 ハンゲームジャパン株式会社（現LINE株式会社） 入社 2007年10月 ネイバージャパン株式会社（現LINE株式会社） 代表取締役 2014年7月 当社 代表取締役社長（現任） 2015年4月 株式会社マネーフォワード 取締役 2015年4月 株式会社ネオキャリア 取締役 2015年4月 ナイル株式会社 取締役 2015年4月 トークノート株式会社 取締役 2015年4月 株式会社ネクスト（現株式会社LIFULL） 取締役 2015年4月 株式会社AWSホールディングス（現株式会社ubicomホールディングス） 取締役 2015年4月 アイエント株式会社 取締役 2015年4月 Rodeo Interactive株式会社 取締役 2015年4月 株式会社U X F（現株式会社THE CROSS） 取締役 2015年4月 Sansan株式会社 取締役 2016年1月 スカイランドベンチャーズ株式会社 取締役 2016年4月 株式会社ストライブインターナショナル 取締役 2016年11月 PT Media Makmur（現 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA） 取締役（現任） 2017年7月 株式会社マキシム 取締役（現任） 2017年7月 C CHANNEL Korea Company Ltd. 取締役 2017年9月 mysta株式会社 代表取締役（現任） 2017年12月 C Channel Taiwan Corporation 董事 2018年3月 C Channel (Thailand) Co., Ltd. 取締役 2018年7月 上海露倩網絡信息有限公司 董事（現任） 2020年2月 合同会社NEXT FUTURE 代表社員（現任）	(注) 3	(注) 8	6,150,000
取締役	—	三枝 孝臣	1966年8月19日	1989年4月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社） 入社 2015年7月 当社 取締役（現任） 2015年7月 株式会社アプリオ 代表取締役 2015年11月 株式会社ハウフルス 取締役 2017年9月 mysta株式会社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 8	2,150,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	CFO	馬 宏宏	1968年5月28日	<p>1995年7月 プライスウォーターハウスクアラルンプール 入社 (現 プライスウォーターハウスクーパーズクアラルンプール)</p> <p>1998年11月 公認会計士 (マレーシア) 登録</p> <p>2003年4月 プロクター・アンド・ギャンブル株式会社 入社</p> <p>2003年10月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) 入社</p> <p>2007年5月 ビージーエムホールディングス株式会社 入社</p> <p>2008年1月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) (復職)</p> <p>2012年6月 オグルヴィ・パブリック・リレーションズ・ワールドワイド・ジャパン株式会社 監査役</p> <p>2013年3月 ソーホー・スクエア・ジャパン株式会社 代表取締役</p> <p>2013年4月 The&amp;Partnership株式会社 代表取締役</p> <p>2014年3月 デビッド・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役</p> <p>2015年12月 ベイツ アジア ジャパン合同会社 職務執行者</p> <p>2017年5月 デザイン・ダイレクト・トウキョウ合同会社 職務執行者</p> <p>2018年9月 埼玉大学 博士 (経営学)</p> <p>2019年5月 当社 入社</p> <p>2019年5月 当社 取締役CFO (現任)</p>	(注) 3	(注) 8	—
取締役	—	丹羽 歩	1983年1月30日	<p>2006年4月 株式会社オールアバウト 入社</p> <p>2010年2月 株式会社ユーキャン 入社</p> <p>2013年9月 株式会社リッチメディア 入社</p> <p>2018年8月 当社 執行役員事業本部長兼インフルエンサー部長兼メディア運営部長</p> <p>2020年1月 株式会社マキシム 取締役 (現任)</p> <p>2020年6月 当社 取締役 (現任)</p>	(注) 4	—	—
取締役	—	武藤 崇雄	1980年4月8日	<p>2003年4月 株式会社エストール 入社</p> <p>2006年1月 株式会社ばど 入社</p> <p>2008年10月 株式会社NHN Japan (現 LINE株式会社) 入社</p> <p>2013年5月 株式会社アイスタイル 入社</p> <p>2014年4月 SK planet Japan株式会社 入社</p> <p>2016年5月 当社 入社</p> <p>2020年5月 当社 執行役員ママタス事業副本部長</p> <p>2020年6月 当社 取締役 (現任)</p>	(注) 4	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	峯岸 亮	1972年12月23日	1995年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社 1996年2月 株式会社日本健康管理学研究所 入社 2002年11月 マイクロソフト株式会社(現 日本マイクロソフト株式会社) 入社 2008年12月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社(現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) 入社 2011年2月 マイクロソフト株式会社(現 日本マイクロソフト株式会社) 入社 2012年11月 株式会社マッキャン・ワールドグループホールディングス 入社 2016年5月 Essence Global Japan株式会社 入社 2017年8月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社(現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) 入社 2019年3月 当社 執行役員経営企画本部長 2020年6月 mysta株式会社 取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役(現任)	(注)4	—	—
取締役	—	林 純司	1982年2月4日	2004年4月 株式会社目良建設 入社 2008年10月 株式会社マキシム 入社 2012年1月 株式会社マキシム 取締役 執行役員(現任) 2020年6月 当社 取締役(現任)	(注)4	—	—
取締役	—	榛葉 淳	1962年11月15日	1985年4月 ソフトバンク株式会社 入社 2000年4月 同社 執行役員 2001年1月 同社 取締役 2007年6月 同社 取締役常務執行役員 2008年5月 福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役(現任) 2012年6月 ソフトバンク株式会社 取締役専務執行役員 2015年4月 同社 専務取締役 2015年5月 サイバーユニバーシティ株式会社 取締役 2015年9月 S Bパワー株式会社 取締役(現任) 2017年4月 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員兼COO(現任) 2017年4月 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社(現 S Bペイメントサービス株式会社) 代表取締役兼CEO(現任) 2017年4月 株式会社Tポイント・ジャパン 取締役(現任) 2017年4月 スポーツライブエンターテインメント株式会社 取締役 2017年9月 mysta株式会社 取締役 2017年10月 当社 取締役(現任) 2018年6月 PayPay株式会社 取締役(現任)	(注)3	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	朴 焔成	1973年7月16日	2001年5月 2005年9月 2018年6月	アクセンチュア株式会社 入社 Legend Capital Management Co., Ltd. Managing Director (現 任) 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—	—
取締役	—	金井 高志	1963年1月24日	1986年10月 1987年4月 1989年4月 1989年4月 1996年10月 2004年4月 2012年4月 2012年8月 2013年7月 2015年4月 2015年10月 2017年11月 2019年6月	司法試験 合格 高裁判所司法研修所 入所 中川合同法律事務所 (現 クリフ ォードチャンス法律事務所) 入 所 弁護士 登録 フランテック法律事務所 設立 (現任) 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 日本リスクマネジャー&コンサル タント協会 顧問 株式会社エポック・ジャパン 社 外監査役 LINE株式会社 社外監査役 武蔵野大学法学部法律学科 特任 教授 東京圏雇用労働相談センター運営 推進会議 (内閣府) 委員 CLICK TECH 株式会社 社外取締 役 当社 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 8	—
監査役 (常勤)	—	石井 龍夫	1956年12月8日	1980年3月 2000年4月 2003年7月 2004年1月 2006年4月 2006年4月 2010年5月 2012年4月 2014年4月 2017年6月	花王石鹸株式会社 (現 花王株式 会社) 入社 同社 ビューティケア事業本部事 業企画部部長 同社 メディア部門インターネット 推進室長 同社 作成部門インターネット推 進室長 同社 作成部門Web作成部長 花王映像制作株式会社 監査役 花王クリエイティブハウス株式会 社 代表取締役社長 花王株式会社 メディア企画部門 デジタルコミュニケーションセン ター長 同社 マーケティング開発部門デ ジタルマーケティングセンター長 当社 監査役 (現任)	(注) 5	(注) 8	—
監査役	—	上野 亨	1973年8月14日	1997年4月 1999年5月 2002年6月 2015年2月 2015年11月 2016年8月	ソフトバンク株式会社 (現 ソフ トバンクグループ株式会社) 入 社 ソフトバンク・ファイナンス株式 会社 (現 ソフトバンクテレコム 株式会社) 転籍 イー・トレード証券株式会社 (現 株式会社SBI証券) 転籍 株式会社うえる 代表取締役 (現 任) 当社 監査役 (現任) 株式会社Payment Technology 代 表取締役 (現任)	(注) 5	(注) 8	—

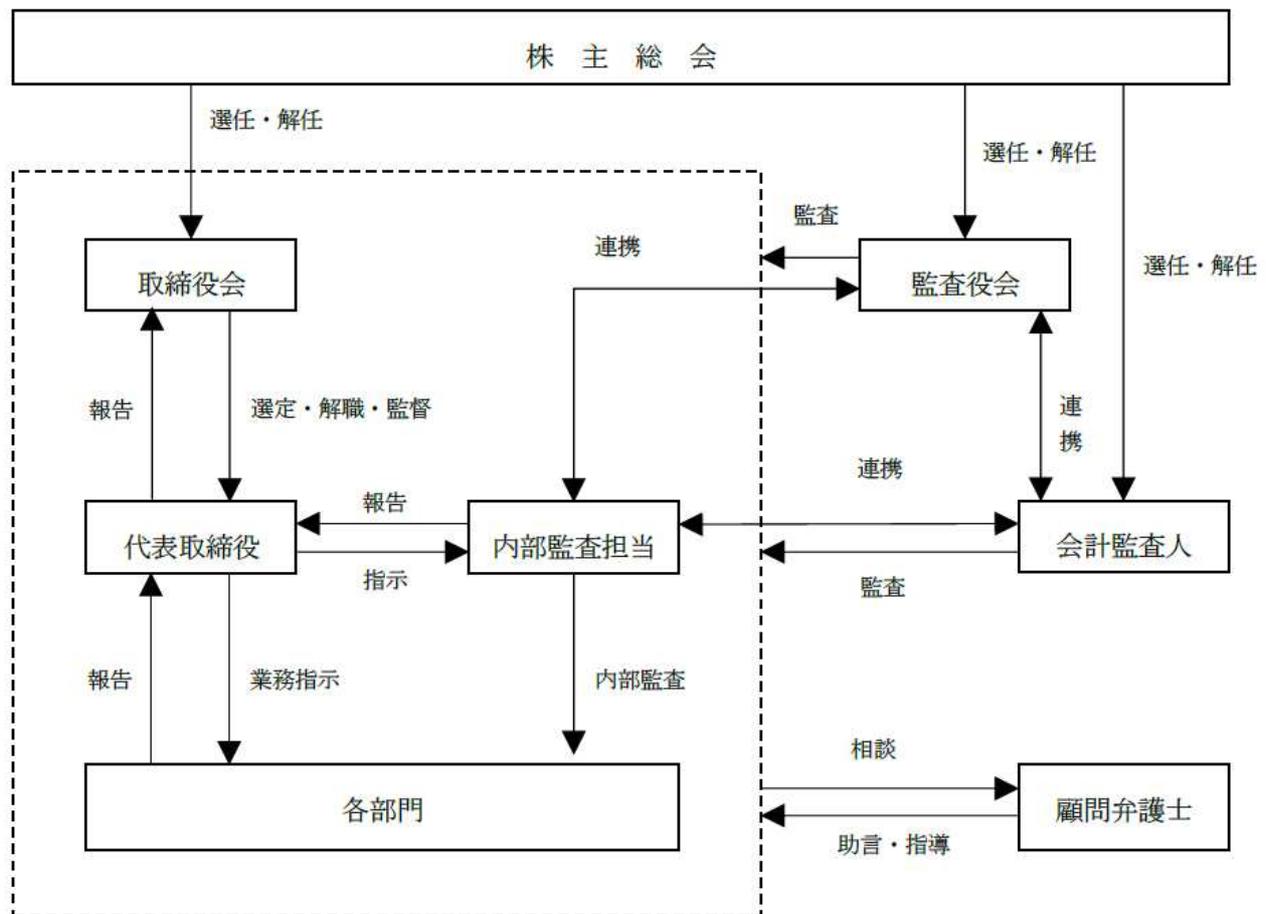
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	大下 泰高	1970年8月16日	1995年4月 原弘行司法書士事務所 入所 1998年4月 ファーサイト公認会計士事務所 入所 1999年7月 大下司法書士事務所 開設 2001年2月 有限会社ベンチャースタートア ヅ設立 代表取締役 (現任) 2001年3月 エフエー・ドットコム株式会社 (現 エフエーストック株式会 社)取締役 2005年3月 NHN J a p a n株式会社 (現 L I N E株式会社) 監査役 2006年5月 (株)株式会社AWS 監査役 2013年11月 司法研修所 入所 2014年12月 司法修習 終了 2014年12月 大下法律事務所 開設 (現任) 2014年12月 株式会社AWSホールディングス (現 株式会社U b i c o mホー ルディングス) 社外監査役 (現 任) 2015年2月 ホライズン株式会社 監査役 2016年9月 株式会社TimeTree 社外監査役 (現任) 2017年6月 株式会社アイ・ピー・エス 社外 監査役 2018年3月 当社 監査役 (現任) 2018年6月 株式会社エーアイエス 監査役 (現任)	(注) 5	(注) 8	—
計							8,300,000

- (注) 1. 取締役 榛葉淳、朴煥成及び金井高志は、社外取締役であります。
2. 監査役 石井龍夫、上野亨及び大下泰高は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役社長森川亮の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるONE STEP株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役三枝孝臣の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社I W A I が所有する株式数を含んでおります。
8. 2020年3月期における役員報酬の総額は69,258千円を支給しております。
9. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員 新規事業開発部長	高橋 秋仁
執行役員 経理財務本部長兼経理部長	東 貴志
執行役員 開発部長	小野 邦智
執行役員 人事総務部長	近藤 幸子
執行役員 ママタス事業副本部長	岡本 直子

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。具体的には、取締役会、監査役会、内部監査及び会計監査人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制及びタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行っております。

#### ② 会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、10名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、定例監査役会を月1回開催するほか、必要がある場合に臨時監査役会を開催しております。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行っており、加えて、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。

なお、監査役3名は、いずれも社外監査役であります。

##### ハ. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計

士は前田啓及び坂井知倫の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他7名であります。

また、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、2020年6月26日の第6回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。新たな会計監査人として、PwC京都監査法人が同定時株主総会において選任されました。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者（1人）が主管として、業務を監査しております。つぎに内部監査担当者の監査は、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管として内部監査担当者が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は11名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名及び社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役榛葉淳氏の兼務先でありますソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。

同氏は、長年企業経営者として培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏につきましては、他社において豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に生かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役金井高志氏につきましては、弁護士として培った経験・識見を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、当社の経営に生かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏、金井高志氏と当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石井龍夫氏、上野亨氏、大下泰高氏と当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。3名は、長年の企業経営や監査実務の経験から培われた優れた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かすとともに、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を強化しており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑭ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	55,458	55,458	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	13,800	13,800	—	—	6

b. 発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

e. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	25,000	—
連結子会社	—	—
計	25,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模及び業務の特性等を勘案のうえ決定しています。

## 第6【経理の状況】

### 1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,151,852	1,443,757
受取手形及び売掛金	724,483	763,535
商品及び製品	552,951	653,795
仕掛品	12,341	9,758
貯蔵品	12,217	18,428
その他	182,161	133,633
貸倒引当金	△23,007	△28,259
流動資産合計	2,612,999	2,994,650
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	199,224	25,893
工具、器具及び備品（純額）	71,090	8,519
有形固定資産合計	*1 270,315	*1 34,413
無形固定資産		
のれん	825,614	674,722
その他	16,321	0
無形固定資産合計	841,935	674,722
投資その他の資産		
投資有価証券	*2 300,760	*2 156,277
長期未収入金	67,016	67,016
敷金及び保証金	239,382	228,757
繰延税金資産	9,815	20,994
その他	26,364	28,679
貸倒引当金	△67,016	△67,016
投資その他の資産合計	576,323	434,710
固定資産合計	1,688,574	1,143,845
資産合計	4,301,574	4,138,495

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	321,130	326,694
短期借入金	—	55,391
1年内償還予定の社債	25,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	168,346	132,511
未払金	315,011	303,225
未払法人税等	30,801	76,063
賞与引当金	13,096	19,016
ポイント引当金	7,078	11,853
その他	97,593	100,799
流動負債合計	978,058	1,045,554
固定負債		
社債	20,000	—
長期借入金	448,525	446,376
資産除去債務	64,901	64,219
繰延税金負債	14,090	—
その他	1,897	4,861
固定負債合計	549,415	515,456
負債合計	1,527,473	1,561,011
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,587,700	5,397,700
資本剰余金	4,586,200	5,399,551
利益剰余金	△6,577,578	△8,373,419
株主資本合計	2,596,321	2,423,832
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△8,884	△18,951
その他の包括利益累計額合計	△8,884	△18,951
非支配株主持分	186,663	172,604
純資産合計	2,774,100	2,577,484
負債純資産合計	4,301,574	4,138,495

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	7,452,285	7,449,021
売上原価	※1 4,157,795	※1 4,088,573
売上総利益	3,294,490	3,360,447
販売費及び一般管理費	※2 4,803,379	※2 4,751,085
営業損失(△)	△1,508,888	△1,390,637
営業外収益		
受取利息	716	381
為替差益	11,095	1,503
助成金収入	5,401	5,181
賃料収入	610	2,442
その他	3,350	10,896
営業外収益合計	21,174	20,405
営業外費用		
支払利息	9,129	8,806
株式交付費	—	7,169
株式公開費用	—	14,136
持分法による投資損失	199,239	144,483
その他	7,543	6,256
営業外費用合計	215,911	180,852
経常損失(△)	△1,703,625	△1,551,085
特別損失		
固定資産除売却損	※3 745	※3 16,664
減損損失	※4 8,087	※4 201,668
その他	—	3,827
特別損失合計	8,832	222,159
税金等調整前当期純損失(△)	△1,712,458	△1,773,244
法人税、住民税及び事業税	38,065	52,588
法人税等調整額	36,001	△25,270
法人税等合計	74,066	27,318
当期純損失(△)	△1,786,525	△1,800,562
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	23,422	△4,721
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,809,947	△1,795,841

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失(△)	△1,786,525	△1,800,562
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△6,607	△16,005
その他の包括利益合計	※ △6,607	※ △16,005
包括利益	△1,793,132	△1,816,568
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,816,039	△1,805,908
非支配株主に係る包括利益	22,906	△10,659

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,587,700	4,586,200	△4,767,630	4,406,269
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△1,809,947	△1,809,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,809,947	△1,809,947
当期末残高	4,587,700	4,586,200	△6,577,578	2,596,321

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,792	△2,792	162,511	4,565,988
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△1,809,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,091	△6,091	24,151	18,060
当期変動額合計	△6,091	△6,091	24,151	△1,791,887
当期末残高	△8,884	△8,884	186,663	2,774,100

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,587,700	4,586,200	△6,577,578	2,596,321
当期変動額				
新株の発行	810,000	810,000	—	1,620,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△1,795,841	△1,795,841
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	3,351	—	3,351
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	810,000	813,351	△1,795,841	△172,489
当期末残高	5,397,700	5,399,551	△8,373,419	2,423,832

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△8,884	△8,884	186,663	2,774,100
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	1,620,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△1,795,841
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	—	—	3,351
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,067	△10,067	△14,058	△24,126
当期変動額合計	△10,067	△10,067	△14,058	△196,616
当期末残高	△18,951	△18,951	172,604	2,577,484

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,712,458	△1,773,244
減価償却費	69,584	52,885
減損損失	8,087	201,668
のれん償却額	53,607	141,170
持分法による投資損益 (△は益)	199,239	144,483
固定資産除売却損	745	16,664
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	19,227	5,251
賞与引当金の増減額 (△は減少)	864	5,920
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△81,641	4,774
受取利息	△716	△381
支払利息	9,129	8,806
株式公開費用	—	14,136
売上債権の増減額 (△は増加)	88,247	△45,881
たな卸資産の増減額 (△は増加)	72,914	△105,730
仕入債務の増減額 (△は減少)	△77,137	△4,384
その他	△9,859	72,683
小計	△1,360,165	△1,261,176
利息の受取額	716	381
利息の支払額	△9,129	△8,806
法人税等の支払額	△90,335	△10,714
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,458,913	△1,280,315
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△34,088	△14,890
有形固定資産の売却による収入	—	839
無形固定資産の取得による支出	△3,965	△4,300
敷金及び保証金の差入による支出	△25,329	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	10,172
その他	1,222	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,160	△8,178
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	55,413
長期借入れによる収入	300,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△104,772	△187,984
社債の償還による支出	△30,000	△25,000
株式の発行による収入	—	1,612,830
株式公開費用の支出	—	△14,136
その他	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	165,228	1,591,122
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,265	△10,722
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,358,110	291,905
現金及び現金同等物の期首残高	2,509,962	1,151,852
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,151,852	※ 1,443,757

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

8社

主要な連結子会社の名称

株式会社マキシム

PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA

C Channel Taiwan Corporation

C CHANNEL Korea Company Ltd.

上海露倩網絡信息有限公司

C Channel (Thailand) Co., Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

mysta株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA等の海外5社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品及び製品

主として月別総平均法

b 仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客の購入実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来ポイントによる費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」のうち独立掲記していた「未収消費税等」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収消費税等」16,464千円及び「その他」165,697千円は、「その他」182,161千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「賃料収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,961千円は、「賃料収入」610千円、「その他」3,350千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	145,143千円	183,309千円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	300,760千円	156,277千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産の評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	185,595千円	23,073千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	1,087,914千円	1,026,906千円
外注費	1,206,651 "	1,145,956 "
支払手数料	798,774 "	867,373 "
賞与引当金繰入額	13,096 "	19,016 "
貸倒引当金繰入額	19,227 "	5,251 "
ポイント引当金繰入額	△81,641 "	4,774 "

※3 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	一千円	15,717千円
工具、器具及び備品	745 "	488 "
その他	— "	458 "
計	745 "	16,664 "

#### ※4 減損損失

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品及びその他	中華民国台北市	8,087千円

##### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

子会社に係る事業用資産については、収益力の低下により将来において投資額を回収するための十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないと判断したため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	4,454千円
工具、器具及び備品	3,184 〃
その他	448 〃
合計	8,087 〃

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額に基づき評価しております。

##### (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品及びその他	東京都港区、韓国、タイ王国、中華人民共和国	201,668千円

##### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、当初策定した収益計画が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	146,363千円
工具、器具及び備品	38,674 〃
その他	16,630 〃
合計	201,668 〃

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

##### (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△6,607	△16,005
組替調整額	—	—
税効果調整前	△6,607	△16,005
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△6,607	△16,005
その他の包括利益合計	△6,607	△16,005

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,300	—	—	8,300
A種優先株式	4,040	—	—	4,040
B種優先株式	4,150	—	—	4,150
C種優先株式	7,700	—	—	7,700
D種優先株式	2,507	—	—	2,507

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,300	28,713,700	—	28,722,000
A種優先株式	4,040	—	4,040	—
B種優先株式	4,150	—	4,150	—
C種優先株式	7,700	—	7,700	—
D種優先株式	2,507	—	2,507	—
E種優先株式	—	1,149	1,149	—
合計	26,697	28,714,849	19,546	28,722,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	4,040	4,040	—
B種優先株式	—	4,150	4,150	—
C種優先株式	—	7,700	7,700	—
D種優先株式	—	2,507	2,507	—
E種優先株式	—	1,149	1,149	—
合計	—	19,546	19,546	—

(注) 1. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。なお、当社は2020年3月13日開催の臨時株主総会により、2020年3月26日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。発行済株式総数は28,693,278株増加し、28,722,000株となっております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

3 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,151,852千円	1,443,757千円
現金及び現金同等物	1,151,852千円	1,443,757千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署・グループ会社の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,151,852	1,151,852	—
(2) 受取手形及び売掛金	724,483	724,483	—
(3) 長期未収入金	67,016		
貸倒引当金（※1）	△67,016		
	—	—	—
(4) 敷金及び保証金	239,382	240,971	1,588
資産計	2,115,718	2,117,307	1,588
(1) 支払手形及び買掛金	321,130	321,130	—
(2) 未払金	315,011	315,011	—
(3) 短期借入金	—	—	—
(4) 未払法人税等	30,801	30,801	—
(5) 社債（※2）	45,000	45,005	5
(6) 長期借入金（※3）	616,871	618,141	1,270
負債計	1,328,814	1,330,090	1,276

（※1） 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,443,757	1,443,757	—
(2) 受取手形及び売掛金	763,535		
貸倒引当金 (※1)	△28,259		
	735,276	735,276	—
(3) 長期未収入金	67,016		
貸倒引当金 (※2)	△67,016		
	—	—	—
(4) 敷金及び保証金	228,757	228,178	△578
資産計	2,407,791	2,407,213	△578
(1) 支払手形及び買掛金	326,694	326,694	—
(2) 未払金	303,225	303,225	—
(3) 短期借入金	55,391	55,391	—
(4) 未払法人税等	76,063	76,063	—
(5) 社債 (※3)	20,000	19,994	△5
(6) 長期借入金 (※4)	578,887	578,875	△11
負債計	1,360,261	1,360,243	△17

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未収入金

財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、残存期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	300,760	156,277

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,151,852	—	—	—
受取手形及び売掛金	724,483	—	—	—
合計	1,876,336	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、また、長期未収入金については償還予定額が見込めないため含めておりません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,443,757	—	—	—
受取手形及び売掛金	763,535	—	—	—
合計	2,207,293	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、また、長期未収入金については償還予定額が見込めないため含めておりません。

4. 短期借入金、社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	25,000	20,000	—	—	—	—
長期借入金	168,346	101,575	89,040	89,040	80,880	87,990
合計	193,346	121,575	89,040	89,040	80,880	87,990

(注) 長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	55,391	—	—	—	—	—
社債	20,000	—	—	—	—	—
長期借入金	132,511	119,976	111,680	95,160	80,320	39,240
合計	207,902	119,976	111,680	95,160	80,320	39,240

(注) 長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名	事業協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 720,000株	普通株式 120,000株	普通株式 160,000株
付与日	2015年4月2日	2015年4月2日	2016年1月28日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	事業協力者 5名	事業協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 180,000株	普通株式 18,000株	普通株式 15,000株
付与日	2016年6月23日	2016年6月23日	2017年4月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名	当社従業員 16名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 5,000株	普通株式 110,000株	普通株式 190,000株
付与日	2017年5月26日	2017年6月22日	2018年4月19日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 128,000株	普通株式 34,000株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	125,000	18,000	15,000	5,000	91,000
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	125,000	18,000	15,000	5,000	91,000
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	350,000	120,000	160,000	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	125,000	18,000	15,000	5,000	91,000
権利行使	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	120,000	50,000	—	—	—	24,000
未行使残	350,000	120,000	40,000	75,000	18,000	15,000	5,000	67,000

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	180,000	128,000	34,000
付与	—	—	—
失効	68,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	112,000	128,000	34,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 1. 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 失効は新株予約権者の退職により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いておりますが、失効とした新株予約権は一部当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	5	5	5	450	450	450	450	450
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	700	700	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額                           | 495,850千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円       |

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	2,445千円	4,101千円
商品評価損	57,470 "	7,983 "
貸倒引当金	26,432 "	27,917 "
資産除去債務	20,338 "	20,101 "
減損損失	1,617 "	45,241 "
税務上の繰越欠損金(注)2	1,862,146 "	2,318,382 "
その他	10,363 "	28,108 "
繰延税金資産小計	1,980,814千円	2,451,836千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△1,862,146 "	△2,318,382 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△106,167 "	△110,182 "
評価性引当額小計(注)1	△1,968,313千円	△2,428,564千円
繰延税金資産合計	12,500千円	23,271千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△16,775千円	△2,277千円
繰延税金負債合計	△16,775千円	△2,277千円
繰延税金資産純額	△4,275千円	20,994千円

(注) 1. 評価性引当額が460,251千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を432,943千円追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	5,812	5,837	14,081	1,836,415	1,862,146
評価性引当額	—	—	5,812	5,837	14,081	1,836,415	1,862,146
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	5,812	5,837	13,719	181,265	2,111,747	2,318,382
評価性引当額	—	5,812	5,837	13,719	181,265	2,111,747	2,318,382
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2018年2月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるYellow Agency株式会社(以下、「YA社」という)を吸収合併することを決議し、2018年5月25日付で合併しました。

#### 1 企業結合の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続企業

名称 : C Channel株式会社

事業内容 : 女性向け動画メディア『C CHANNEL』の運営

吸収合併消滅会社

名称 : Yellow Agency株式会社

事業内容 : インフルエンサーマーケティング事業

##### (2) 企業結合日

2018年5月25日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、YA社においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認株主総会を開催しておりません。

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、YA社は消滅いたしました。

(注) YA社は当社の100%子会社であるため、本合併における新株式の発行、資本金の増加、合併交付金の支払いはありません。

##### (4) 結合後企業の名称

C Channel株式会社(従前の名称から変更はありません。)

##### (5) その他取引の概要に関する事項

当社は、経営資源の集中による業務の効率化を図るとともに、広告事業とインフルエンサーマーケティング事業との協業体制を構築することにより、以て、当社のメディア事業の発展を目指すことを目的として、2018年5月にYA社を吸収合併いたしました。

#### 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

#### e コマース事業の分離

当社は、2019年1月23日開催の取締役会において、当社のeコマース事業を当社の連結子会社である株式会社マキシムに承継させる簡易吸収分割(以下「本件分割」という。)を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。これに基づき、本件分割を2019年3月31日に実行いたしました。

##### 1 取引の概要

##### (1) 対象となった事業の名称及びその事業内容

事業の名称 : 当社のeコマース事業

事業の内容 : ライフスタイル系中心の動画コマース

##### (2) 企業結合日

2019年3月31日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社マキシムを承継会社とする吸収分割

##### (4) 結合後企業の名称

株式会社マキシム(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つのセグメントで事業を展開しておりますが、当社のeコマース事業を株式会社マキシムに承継することによって、当社グループのeコマース事業を集約し、業務の効率化によるコストの削減、収益の最大化及びノウハウの共有を行うことにより、当社グループの事業拡大を図ることを目的とするものです。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の本社及び店舗の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社及び連結子会社の本社及び店舗に係る資産除去債務においては、使用見込期間を取得から10年～15年と見積り、割引率は0.08%～0.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	64,731 千円	64,901 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円	— 千円
時の経過による調整額	170 千円	170 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円	△852 千円
期末残高	64,901 千円	64,219 千円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、国内において企業向けに動画の企画・制作・配信を行うサービス等を主な業務としております。「eコマース事業」は、国内において主にアパレルや美容機器・コスメ商品などを自社アプリ及びSNSを通じて販売を行っております。「海外事業」は、アジアを中心に『C CHANNEL』事業の海外展開を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,394,767	5,257,464	800,053	7,452,285	—	7,452,285
セグメント間の内部売上高又は振替高	500	—	—	500	△500	—
計	1,395,267	5,257,464	800,053	7,452,785	△500	7,452,285
セグメント損失(△)	△393,583	△262,566	△284,946	△941,095	△567,793	△1,508,888
その他の項目						
減価償却費	17,810	10,014	12,066	39,890	29,693	69,584
のれんの償却額	—	37,674	15,933	53,607	—	53,607

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△567,793千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

2. セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定に当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,291,816	5,671,067	486,137	7,449,021	—	7,449,021
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,486	1,454	1,642	8,583	△8,583	—
計	1,297,302	5,672,521	487,779	7,457,604	△8,583	7,449,021
セグメント利益又は損失 (△)	△474,335	80,453	△286,398	△680,281	△710,356	△1,390,637
その他の項目						
減価償却費	13,674	6,097	7,297	27,068	25,816	52,885
のれんの償却額	—	37,674	103,496	141,170	—	141,170

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△710,356千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
6,652,231	800,053	7,452,285

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
30,900	3,513	34,413

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	—	—	8,087	8,087	—	8,087

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	19,716	—	12,147	31,864	169,804	201,668

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	—	37,674	15,933	53,607	—	53,607
当期末残高	—	687,560	138,053	825,614	—	825,614

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	—	37,674	103,496	141,170	—	141,170
当期末残高	—	649,886	24,836	674,722	—	674,722

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係会社の子会社	mysta株式会社	東京都港区	829,962	オーディションアプリ『mysta』の展開	42.1

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の内兼任2名	転換社債型新株予約権付社債の転換	412,500	投資有価証券	300,760

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件に定められた新株予約権の権利行使価格に基づいて決定しております。なお、当該取引によりmysta株式会社は関連会社に該当することとなっております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係会社の子会社	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
商品等の販売・業務受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	— (注) 3	売掛金	49,044

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係 会社の子会社	SBペイメントサ ービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイ ントサービス、集金代行サー ビス、送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
商品等の販売・業務 受託	エンドユーザーへの販売 に関する決済代行業務の 委託	— (注) 3	売掛金	86,728

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度において、重要な関連会社はmysta株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	mysta株式会社
流動資産合計	494,219
固定資産合計	43,431
流動負債合計	127,065
固定負債合計	—
純資産合計	410,585
売上高	125,826
税引前当期純損失 (△)	△437,961
当期純損失 (△)	△439,776

(注) mysta株式会社は、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	△245.16円	83.73円
1株当たり当期純損失(△)	△67.80円	△65.15円

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失(△)であるため記載しておりません。
- 2 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首で株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
- 3 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,809,947	△1,795,841
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,809,947	△1,795,841
期中平均株式数(株)	26,697,000	27,566,344
(うち普通株式数(株))	(8,300,000)	(27,566,344)
(うちA種優先株式数(株))	(4,040,000)	—
(うちB種優先株式数(株))	(4,150,000)	—
(うちC種優先株式数(株))	(7,700,000)	—
(うちD種優先株式数(株))	(2,507,000)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権659個) 詳細は「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権11種類 (新株予約権505個) 詳細は「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,774,100	2,577,484
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,319,063	172,604
(うち非支配株主持分(千円))	(186,663)	(172,604)
(うちA種優先株式(千円))	(505,000)	—
(うちB種優先株式(千円))	(1,867,500)	—
(うちC種優先株式(千円))	(5,005,000)	—
(うちD種優先株式(千円))	(1,754,900)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△6,544,962	2,404,880
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	26,697,000	28,722,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社マキシム	第1回無担保社債	2014年 8月25日	5,000	—	0.58	無担保社債	2019年 8月20日
株式会社マキシム	第2回無担保社債	2016年 3月31日	40,000	20,000 (20,000)	0.17	無担保社債	2021年 3月31日
合計	—	—	45,000	20,000 (20,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	55,391	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	168,346	132,511	0.9	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	448,525	446,376	0.8	2021年4月1日～ 2026年6月30日
合計	616,871	634,278	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	119,976	111,680	95,160	80,320

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	64,901	170	852	64,219

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  —  無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://corp.cchan.tv/">https://corp.cchan.tv/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

### **第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

C Channel 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

前田 啓 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井 知倫 

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬

による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上